

平成30年第2回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律の施行に伴い、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、「旅館・ホテル営業」とされたことに伴う規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）

公布 平成29年12月15日 施行 平成30年6月15日

2 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 職員の派遣先の団体として公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を加える。

イ 派遣職員に給与を支給することができることとする。

ウ 上記イの改正等に伴い、次に掲げる条例の規定の整備を行う。

(ア) 職員の給与に関する条例

(イ) 幼稚園教育職員の給与に関する条例

(ウ) 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(2) 施行期日

平成30年8月1日（上記(1)ウ(ア)の旅館業法の改正に係るものについては、公布の日）

3 目黒区議会議員及び目黒区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、目黒区議会議員の選挙におけるビラの作成に係る公費負担に関して必要な事項を定める。

(2) 施行期日

平成31年3月1日

(3) 参考

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）

公布 平成29年6月21日 施行 平成31年3月1日

4 目黒区特別区税条例等の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 区民税の所得割及び均等割の非課税の限度額を10万円引き上げる。

イ たばこ税の税率を段階的に引き上げる。

| 施行期日 | 税率(1,000本当たり) |
|------------|---------------|
| 現行 | 5,262円 |
| 平成30年10月1日 | 5,692円 |
| 平成32年10月1日 | 6,122円 |
| 平成33年10月1日 | 6,552円 |

ウ 加熱式たばこの課税区分を新設し、加熱式たばこの製品特性を踏まえた課税方式に段階的に移行する。

エ 旧3級品のたばこ税の税率の激変緩和措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を同年9月30日まで適用する。

※ 旧3級品・・・エコー、しんせい、わかば等6銘柄のたばこのこと。

オ 引用する地方税法の文言の改正等に伴う規定の整備を行う。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 平成33年1月1日

イ 上記(1)イからエまで 平成30年10月1日等

ウ 上記(1)オ 公布の日等

(3) 参考

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)

公布 平成30年3月31日 施行 平成30年4月1日等

5 目黒区中小企業センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 指定管理者に行わせる業務として、講座及び講演会等の実施に係る業務を追加する。

イ 講座及び講演会等の実施に係る事業の休業日を日曜日及び土曜日から月曜日に変更する等の見直しを行う。

ウ 指定管理者が条例に定める目的を効果的に達成するために施設を利用するときは施設の使用料を免除する。

(2) 施行期日

平成31年4月1日

6 目黒区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)の政令により旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)が改正されたことに伴い、「旅館・ホテル営業」の施設の構造設備の基準を定める。

イ 次のとおり、基準を定める。

(ア) 公衆の見やすい場所に営業施設の名称を表示すること。

(イ) 簡易宿所営業において、玄関帳場を設置すること。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成30年政令第21号)

公布 平成30年1月31日 施行 平成30年6月15日

7 目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の政令が改正されることに伴い、引用する介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の項番号のずれに係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成30年8月1日

(3) 参考

介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第56号)

公布 平成30年3月22日 施行 平成30年8月1日

8 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 下記(3)アの省令の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業者の指定の要件の範囲を拡大する等の国の基準に準じた改正を行う。

イ 下記(3)イの法律の施行に伴い、引用する介護保険法(平成9年法律第123号)の項ずれに係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

ア 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)
公布 平成30年3月22日 施行 平成30年4月1日

イ 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)

公布 平成29年6月2日 施行 平成30年4月1日

- 9 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記8(3)イの法律の施行に伴い、引用する介護保険法の項ずれに係る規定の整備を行う。

(2) 施行期日

公布の日

- 10 目黒区立児童館条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

油面住区センター児童館に分室を設置する。

| 名称 | 位置 |
|-------------------------|-----------------|
| 目黒区立油面住区センター児童館油面小学校内分室 | 東京都目黒区中町一丁目5番4号 |

(2) 施行期日

規則で定める日

- 11 目黒区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の省令の施行に伴い、次のとおり国の基準に準じた改正を行う。

ア 放課後児童健全育成事業に5年以上従事した者を放課後児童支援員の基礎資格に加える等の改正を行う。

イ 社会福祉学等の学科や課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を、大学において同学科や同課程を修めて卒業した者と同様の取扱いとする。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 公布の日

イ 上記(1)イ 平成31年4月1日

(3) 参考

ア 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第46号)

公布 平成30年3月30日 施行 平成30年4月1日

イ 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(平成30年厚生労働省令第15号)

公布 平成30年2月16日 施行 平成31年4月1日

12 目黒区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による代替保育(※)の提供に係る連携施設の確保を緩和する等の国の基準に準じた改正を行う。

※ 代替保育・・・家庭的保育事業所等の職員の病気等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業所等に代わって提供する保育

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第65号)

公布 平成30年4月27日 施行 公布の日

13 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 保育所等の利用者負担額及び区立保育所延長保育料を引き上げる。

イ 第2子に係る保育所等の利用者負担額を半額とする。

ウ 下記(3)の政令の施行に伴い、平成30年4月分から、利用者負担額を次のとおりとする。

(ア) 私立幼稚園等

| 定義 | | 利用者負担額(月額) |
|------------------------------|--------------|-------------------|
| 区市町村民税のうち所得割課税額が77,101円未満の世帯 | ひとり親等世帯以外の世帯 | 14,100円 → 10,100円 |

(イ) 区立こども園

| 定義 | | 利用者負担額(月額) |
|---------------------------------------|--------------|-------------------|
| 区市町村民税のうち所得割課税額10,000円を超え77,101円未満の世帯 | ひとり親等世帯以外の世帯 | 12,500円 → 10,100円 |

(2) 施行期日

平成30年9月1日

(3) 参考

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

公布 平成30年3月31日 施行 平成30年4月1日

第2 契約

1 目黒区立中央体育館大規模改修工事の請負契約

- (1) 契約の相手方 松井・青木建設共同企業体
- (2) 契約金額 1,431,000,000円
- (3) 工期 契約の日から平成31年10月31日まで

2 目黒区立中央体育館大規模改修に伴う電気設備工事の請負契約

- (1) 契約の相手方 宮崎・柳澤建設共同企業体
- (2) 契約金額 345,600,000円
- (3) 工期 契約の日から平成31年10月31日まで

3 目黒区立中央体育館大規模改修に伴う空気調和設備工事の請負契約

- (1) 契約の相手方 加藤・東和建設共同企業体
- (2) 契約金額 180,092,484円
- (3) 工期 契約の日から平成31年10月31日まで

担当 総務部総務課文書係
電話 03-5722-9206